

# 一般社団法人 山梨県バスケットボール協会 役員等に関する規程

## (目的)

第1条 本規程は、「一般社団法人山梨県バスケットボール協会」(以下「本協会」という)の基本規程に基づき、本協会の役員等の業務および職務に関する事項を定める。

## (基本理念)

第2条 本協会は非営利性が徹底された非営利型法人であることから、役員は、報酬に関係なく、奉仕することを前提に役職に就くこととする。

## (役員 の 義務)

第3条 本協会の役員は、理事会の決定事項に責任を負う。ただし、会長の専決が行われた事項についてはその限りではない。

## (会長)

第4条 会長は、本法人を代表し、定款に基づき、その業務を総括する。

2 会長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の策定および実施方針に関すること。
- (2) 収支予算の原案作成に関すること。
- (3) 月次および期末決算に関すること。
- (4) 代議員会、理事会等の重要な会議に関すること。
- (5) 定款、各種規程の制定および改廃に関すること。
- (6) 監督官庁に対する重要事項、認可、承認、届出、報告に関すること。
- (7) 組織および権限の委任に関すること。
- (8) 人事制度に関すること。
- (9) 役員 の 委嘱に関すること。
- (10) 役員 の 表彰および懲戒処分に関すること。
- (11) 役員 の 出張に関すること。
- (12) 重要な契約等の締結に関すること。
- (13) 重要な資産の取得、賃貸借および処分に関すること。
- (14) 重要な業務の委託または受託に関すること。
- (15) 取引金融機関の決定または変更に関すること。
- (16) 事業資金の一時借入または償還に関すること。
- (17) 予備費の支出に関すること。
- (18) 予算の変更に関すること。
- (19) 訴訟行為、損害賠償等に関すること。
- (20) 労働契約に関すること。
- (21) 登記に関すること。
- (22) 寄付金に関すること。
- (23) その他法人の重要事項に関すること。

3 会長は、前2項の各号の執行を専務理事に委任できるが、決裁権は会長が有する。

## (副会長)

第5条 副会長のうち1名は、会長とともに本協会を代表し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

2 副会長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、会長の事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代行する。
- (2) 会長が委任した事項については、会長の決裁事項を代理決済することができる。
- (3) 会長と連絡調整しつつ、常務理事と連携して、担当する専門委員会等を統括する。
- (4) 会長から命じられた特命事項を担当する。

## (専務理事)

第6条 専務理事は、本協会の実務面での業務を中心に推進し、本法人の業務を執行する。

2 専務理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長及およ副会長を補佐して業務を処理し、会長および副会長に事故あるときまたは欠けたとき、その職務を代行する。

- (2) 本協会の事業執行に関する事。
- (3) 役員の研究および事業に係る職務の指導に関する事。
- (4) 寄付金に関する事。
- (5) 寄付金の執行に関する事。
- (6) 交際費の執行に関する事。
- (7) 慶弔費の執行に関する事。
- (8) 動産の賃借権に関する事。
- (9) 情報公開に関する事。
- (10) 会長が委任した事項の執行に関する事。
- (11) その他前各号に準ずる事項に関する事。

( 常務理事 )

第7条 常務理事は、専務理事の業務を補佐し、本協会の執行を円滑にし、業務を分担し執行に努める。

2 常務理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事が不在の場合、専務理事の職務は常務理事が代行する。
- (2) 専務理事に協力して本会業務の推進に関する事。
- (3) 専務理事と連絡調整しつつ、副会長と連携して、担当する専門委員会等を支援し、その業務を推進する。

( 理事 )

第8条 理事は、当法人の業務を分担し執行に勤める。

2 理事の職務は、次のとおりとする。

- (1) 専務理事あるいは常務理事に協力して本会業務の推進に関する事。
- (2) 担当委員会の運営及び管理に関する事。
- (3) 他の委員会及び特別委員会への協力に関する事。
- (4) その他、関連する加盟団体との連携に関する事。

( 監事 )

第9条 監事は、民法および定款に監事の業務と定められたことを行う。

( 改正 )

第10条 本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

( 補則 )

第11条 本規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 本規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。